

令和2年度 国際定期便新規就航地上ハンドリング費用等支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が、地上ハンドリング料を負担する航空会社へ助成金を交付するにあたり、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、沖縄県の施策に基づき、海外の空港と沖縄県内空港を結ぶ国際定期便の就航促進、海外航空路線の拡充を目的とする。

(事務取扱者)

第3条 当事業は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課とOCVB誘客事業部海外プロモーション課を所管とし、OCVBが事務の取扱いを行う。

(用語の定義)

第4条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「地上ハンドリング」とは、航空会社が沖縄県内空港において、到着時に受ける地上作業サービス（発券カウンター等の旅客サービス、ランプサービス、機体整備等のサービス）を指す。
- (2) 「重点市場」とは、沖縄県が海外市场において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、台湾、香港、韓国、中国を指す。
- (3) 「戦略開拓市場」とは、沖縄県が海外市场において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムを指す。
- (4) 「新規開拓市場」とは、沖縄県が海外市场において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、欧州、北米、豪州、ロシアを指す。

(助成対象事業者)

第5条 当事業の助成対象となる事業者（以下、「助成対象事業者」という。）は、次の各号全ての要件を満たす航空会社とする。

- (1) 第7条に定める航空路線に新規就航する航空会社であること。但し、運休（事実上、運休みなされるものを含む。）期間後に再開する航空会社を除く。
- (2) 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課へ搭乗実績表を提出していること。
- (3) 申請する対象路線について、国土交通省に定期便就航の届出を行っていること。
- (4) 申請にかかる事業について、沖縄県における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成を受けていないこと。
- (5) 日本語での対応が可能であること。

(助成対象期間)

第6条 当事業の助成対象期間は、2020年4月1日(沖縄到着日)から2021年2月28日(沖縄到着日)までとする。

2 交付決定総額が予算額に達した場合には、助成対象期間内であっても受付を終了とする。

(助成額)

第7条 助成額は、下記対象地域から沖縄県内空港への運航実績に助成単価を乗じて得た額とする。なお、助成単価は、本県の施策に基づき沖縄県が別途決定する。

(1) 重点市場

台湾・香港・韓国・中国 ⇒ 沖縄県内離島空港

(2) 戦略開拓市場

タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナム ⇒ 沖縄県内空港

(3) 新規開拓市場

欧州・北米・豪州・ロシア ⇒ 沖縄県内空港

2 助成額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 次に該当するものは、助成対象外とする。

(1) 臨時便(天災地変による臨時便を除く。)

(2) FERRY運航便

(3) 重点市場から那覇空港へ運航する路線

(申請書の提出)

第8条 助成対象事業者は、原則として月の全ての運航終了後、翌月20日までに、次の各号全ての書類を提出することとする。ただし、2021年2月運航分の申請については、2021年3月3日を提出期限とする。

(1) 同意書(様式第1号)

(2) 申請書(様式第2号)

(3) 運航実績表(様式第3号)

(4) 国土交通省へ提出した新規就航に伴う認可申請書の写し

(5) (4)に対する国土交通省発行の認可番号を確認できる書類の写し

(6) 国土交通省へ提出した2020年度夏期スケジュール及び冬期スケジュールに伴う認可申請書の写し ※運航スケジュールが変更になる際は、その都度提出すること。

(7) (6)に対する国土交通省発行の認可番号を確認できる書類の写し

(8) その他、OCVBが必要と認めるもの

- 2 原則、前項で示す提出書類(1)～(3)においては、原本のみを有効とする。FAXや電子メールで送信された書類は、原本とはみなさない。
- 3 当事業は申請主義によるものとし、OCVBからの連絡の有り無しにかかわらず、助成対象事業者が所定の書類を提出しない場合又は提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けない。

(交付額の決定)

第9条 OCVBは、第8条により提出された申請書類を審査の上、沖縄県が決定する助成単価に基づき助成金交付額の決定を行い、交付決定通知書(様式第4号)により、助成対象事業者に通知するものとする。

- 2 OCVBは、第1項の審査において助成が適切でないと判断したものについては、助成金の一部又は全部を交付しない。

(申請の取り下げ)

第10条 第9条の通知を受けた助成対象事業者は、何らかの事情によりやむを得ず申請を取り下げるときは、取下げ書(様式第5号)を提出しなければならない。また、その場合は再度の申請は認めない。

(助成金の請求及び支払)

第11条 助成対象事業者は、交付決定通知書に記載された期日までに、請求書(様式第6号又は様式第6号-2)を提出しなければならない。

- 2 OCVBは、原則として助成対象事業者が指定した金融機関口座へ円建てで振り込むことにより助成金を交付するものとする。助成対象事業者がやむをえない事情により外国通貨での受領を希望し、また、OCVBがその通貨での送金が可能である場合は、日本円で確定した交付決定額を送金日の為替レートを適用して外国通貨に換算し、助成金を交付する。なお、海外送金にかかる受取手数料は、助成対象事業者が負担すること。
- 3 助成対象事業者と請求書の口座名義人が異なる場合は、請求書と併せて委任状を提出しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第12条 OCVBは、助成対象事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 助成対象事業者は、前項の規定により助成金の返還の請求を受けたときは、OCVB が指定する期日までに、当該助成金を返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料および受取手数料は返還の請求を受けた助成対象事業者が負担することとする。

(調査)

第13条 OCVBは必要に応じて、助成対象事業者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、助成対象事業者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。

(書類の管理)

第14条 助成の交付を受けた助成対象事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。

(免責事項)

第15条 当事業の実施にあたり、助成対象事業者と第三者との間で発生した問題について、OCVBは一切関与しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

2 当事業の実施にあたり問題が生じた場合は、日本国内の法律を適用して協議し、解決を図るものとする。

附則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。